重要

小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金　Q&A

小浜市防災防犯課

Q. 補助対象にならないものは？

A. 当補助金の対象となる事業は、原則防災の用途のみとなります。防災以外での使用が見込まれる場合は補助の対象となりません。また、１０万円を超える防災資機材の購入に係る２/３補助に関しては、購入後訓練での使用実績等、防災用途で使用したという実績を示していただく場合があります。

なお、当補助金は当初の予算の範囲で行っています。**予算残高が無くなり次第終了しますので、ご注意ください。**

訓練、防災研修会等に合わせ、お菓子やジュース類を購入されることがよくあります。こういったものは、基本補助対象として認められませんのでご注意ください。購入を検討している物品が、補助対象になるのかどうか、事前にご相談いただきますようお願いします。

Q. 補助申請のタイミングの注意点は？

A. 当補助金を利用する場合、事業開始の前に所定の様式にて申請をお願いします。補助金の申請を受け、事業内容を審査後、こちらから交付指令書（様式第４号）を交付いたします。**必ず交付指令書を受け取った後、物品を購入する等の事業を開始してください。**（実績報告の際、購入物品の領収書の日付が、交付指令書の日付より後になっている必要があります。）

申請をする前に行われた事業に関しては、補助の対象とならないためご注意ください。

Q. 補助申請後に内容を変更したい場合は？

A. 申請いただいた事業の内容を変更する場合は、補助事業内容変更等承認申請書（様式第１号）により事前に承認を受けてください。事業内容の変更についても、申請の内容を審査後、内容変更承認通知書、交付指令書を交付いたします。**交付指令書を受け取った後、事業を開始してください。**申請をする前に事業を行うと補助の対象とならなくなるためご注意ください。

また、変更の内容が当初の事業内容と大きく変わる場合は、変更を承認できない場合がありますのでご注意ください。極力、事業内容の変更が無いようにお願いいたします。

Q. 提出書類の注意点は？

A. ①書類全般

・補助事業者の欄には、自主防災組織や地区区長会の名称を書いていただくことになります。市に登録している正式な組織の名称であることをご確認ください。

（よくある間違い）

〇〇区自主防災会が正式名称であるが、〇〇区と書いて提出

・氏名の欄に会長等の役職を入れる場合は、自主防災会規約等に示されている役職を入れてください。また、補助事業実施後に提出いただく実績報告書も役職を同じにしてください。

（よくある間違い）

防災会規約や名簿の役職が会長となっているが、申請書には区長と書かれている。

申請書には会長と書いてるが、実績報告書には区長と書かれている。

申請書には役職が書かれていないが、実績報告には役職が書かれている。等

②収支予算書、収支決算書

収入の部（様式の上部）と支出の部（様式の下部）について、収入合計と支出合計で金額が一致するようにしてください。

③補助金の請求書

振込み先金融機関名、口座名義等、間違いのないようにお願いします。

＜参考　必要書類一覧＞

	必要書類	添付書類
補助金申請	・補助金等交付申請書（様式第１号） ・事業計画書（様式第２号） ・収支予算書（様式第３号） ・添付書類	１物品の購入の場合 ・見積書の写し （無い場合は、参考となる金額を示せるもの） ・購入物品が分かるカタログ等 ２訓練実施の場合 ・訓練の内容が分かる計画書等
事業内容変更	・内容変更等承認申請書（交付要綱様式第１号） ・変更事業計画書・収支予算書 ・添付書類	事業変更箇所に該当する、補助金申請時と同じような書類
実績報告	１．実績報告書（様式第５号） 収支決算書（様式第６号） 添付書類※1 ２．請求書（交付要綱様式第４号） （注：請求書の日付は抜きにする） 添付書類※2	※1 ・領収書の写し ・購入した物品や訓練の実施の様子が分かる写真 ※2 ・交付指令書の写し ・通帳の写し

様式は、小浜市ホームページにてダウンロードすることができます。